

平成27年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

会社の所在地等の所轄税務署長と自宅住所地等の市区町村長を記入します。

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。この申告書は、2か所以上から給与の支払いを受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

2か所以上から給与の支払いを受けていて、「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合は○をします。

夫

所轄税務署長等 横浜中 税務署長 横浜 市 区 長	給与の支払者の名称(氏名) ビジネスサポートセンター株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ソウムタロウ 総務太郎	世帯主の氏名 総務太郎	配偶者の有無 無 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/>
	給与の支払者の所在地(住所) 神奈川県横浜市中区山下町24-8 シティコート山下公園カ1棟304号	生年月日 昭和38年3月30日 (郵便番号 220-0012)	あなたとの続柄 本人	
		あなたの住所又は居所 神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1		

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、**2** 寡夫又は**4** 生のいずれかの場合、この申告書の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭21.1.1以前生)	特定扶養親族(平5.1.2生) (平9.1.1生)	住所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成27年中に異動があった場合に記載してください。)
1 控除対象配偶者	総務花子		昭和41.10.30			神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1	300,000 円	6 所得の見積額が38万を超える人は該当しません。
3 控除対象扶養親族(16歳以上) (平10.1.1以前生)	総務一郎	子	昭和6.1.31	同居老親等	<input type="radio"/>	東京都品川区蒲田1-1-1	0	7 所得が給与等の場合は103万以下 公的年金等の場合は158万以下(65歳未満の人は108万以下) である人が所得38万以下となります。
	総務始	父	昭和12.11.1	同居老親等	<input type="radio"/>	神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1	(公的年金) 250,000	
10 左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載に」 についてのご注意)の2をお読みください。								
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生		1 障害者	2 寡婦		3 特別の寡婦		4 寡夫	
		5 勤労学生	6 特別障害者		7 同居特別障害者		8 左記の障害者等に該当する人がいる場合、その人の氏名などを記載します。	
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等								

年齢が70歳以上の場合はいずれかに○を付けます。
①その人が自分、または配偶者の直系尊属で同居を常に行っている場合は「同居老親等」
②その人が①以外の人である時は「その他」○を付けます

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の方を記入します。

別居している場合、常に生活費等の送金を行っているなど、生計を同じにしている必要があります。

2~5について、自分が寡婦等に該当する場合に○を付けます。

- ◎ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成26年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- ◎ 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- ◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

◎住民税に関する事項

氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成27年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成27年中に異動があった場合に記載してください。)
11 (住民税に) 関する事項 16歳未満の扶養親族 (平12.1.2以後生)					
総務 二郎	子	平成13.9.10	神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1	0 円	

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。